

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

| <p>第2条の規定による改正案 （平成28年1月1日施行）</p> <p>囲い部分…改正箇所</p> | <p>第1条の規定による改正案 （平成27年10月5日施行）</p> <p>…改正箇所</p> | <p>現 行</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|---------------------|----------------|---|----------------|---|------------|----|---------------------|----------------|---|----------------|---|------------|----|---------------------|----------------|---|----------------|
| <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。</p> <p>第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほか、当該書面の送付に係る郵送料を負担しなければならない。</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市手数料条例（昭和24年条例第409号）は、廃止する。</p> <p>3 金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="181 1570 1003 1917"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄</td> <td>1 通につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 金額 | (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 | <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。</p> <p>第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほか、当該書面の送付に係る郵送料を負担しなければならない。</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市手数料条例（昭和24年条例第409号）は、廃止する。</p> <p>3 金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1083 1570 1905 1917"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄</td> <td>1 通につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 金額 | (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 | <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。</p> <p>第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほか、当該書面の送付に係る郵送料を負担しなければならない。</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市手数料条例（昭和24年条例第409号）は、廃止する。</p> <p>3 金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1985 1570 2807 1917"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄</td> <td>1 通につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 金額 | (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料を徴収する事務 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 印鑑の登録を証明した書面の交付 | 1 通につき 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄 | 1 通につき 450円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | |
|---|--|

（中略）

| | |
|---|-----------------|
| (7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 | 1通につき 1,400円 |
| (8) 削除 | |
| (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付 | 1件につき 300円 |
| (10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面の交付 | 1件につき 300円 |
| (11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明した書面の交付 | 1件につき 1,000円 |
| (12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの | 1件につき 300円 |
| (13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本（戸籍に関するものを除く。）又は写しの交付（次号、第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを除く。） | 1枚につき 300円 |
| (14) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま | 1通につき 300円 |

| | |
|---|--|
| 本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | |
|---|--|

（中略）

| | |
|---|-----------------|
| (7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 | 1通につき 1,400円 |
| (8) 削除 | |
| (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付 | 1件につき 300円 |
| (10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面の交付 | 1件につき 300円 |
| (11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明した書面の交付 | 1件につき 1,000円 |
| (12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの | 1件につき 300円 |
| (13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本（戸籍に関するものを除く。）又は写しの交付（次号、第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを除く。） | 1枚につき 300円 |
| (14) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま | 1通につき 300円 |

| | |
|---|--|
| 本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | |
|---|--|

（中略）

| | |
|---|-----------------|
| (7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 | 1通につき 1,400円 |
| (8) 削除 | |
| (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付 | 1件につき 300円 |
| (10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面の交付 | 1件につき 300円 |
| (11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明した書面の交付 | 1件につき 1,000円 |
| (12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの | 1件につき 300円 |
| (13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本（戸籍に関するものを除く。）又は写しの交付（次号、第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを除く。） | 1枚につき 300円 |
| (14) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま | 1通につき 300円 |

| | |
|--|-----------------|
| での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | |
| (14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (削る。) | |
| (14)の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 | 1件につき 500円 |
| (14)の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 | 1件につき 800円 |
| (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合（次号及び第18号に掲げるものを除く。） | 1件につき 300円 |
| (17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の写しの閲覧 | 1件につき 200円 |
| (18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類の閲覧 | 書類1件につき 350円 |

以下略

| | |
|---|--|
| 備考 | |
| 1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律（これに基づく政令及び省令を含む。）、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。 | |
| 2～17 （略） | |

| | |
|--|-----------------|
| での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | |
| (14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (14)の3 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付 | 1件につき 500円 |
| (14)の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 | 1件につき 500円 |
| (新設) | |
| (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合（次号及び第18号に掲げるものを除く。） | 1件につき 300円 |
| (17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の写しの閲覧 | 1件につき 200円 |
| (18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類の閲覧 | 書類1件につき 350円 |

以下略

| | |
|---|--|
| 備考 | |
| 1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律（これに基づく政令及び省令を含む。）、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。 | |
| 2～17 （略） | |

| | |
|--|-----------------|
| での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | |
| (14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (14)の3 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付 | 1件につき 500円 |
| (新設) | |
| (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付 | 1通につき 300円 |
| (16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合（次号及び第18号に掲げるものを除く。） | 1件につき 300円 |
| (17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の写しの閲覧 | 1件につき 200円 |
| (18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類の閲覧 | 書類1件につき 350円 |

以下略

| | |
|---|--|
| 備考 | |
| 1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律（これに基づく政令及び省令を含む。）、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。 | |
| 2～17 （略） | |